

申6号

変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する要求申し入れ(その2) 申し入れる!

変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施については、解明申し入れとして申8号(その1)及び申13号(その2)における議論を踏まえ、申3号として要求申し入れ(その1)を提出し、8月6日に団体交渉を行ってきました。

申3号の団体交渉では、今後の目指すべき方向性と新たなジョブローテーションの運用関係を中心に議論してきました。しかし、運用関係の第1項及び第2項では、大きな不安や疑念を抱く安全面や任用の基準における透明性について組合員の切実な声や要求を基に議論を行いましたが、最終的には安全・サービスレベルの向上における目的との整合性が深まりきらず、認識の一致を図ることができませんでした。さらには、そのほかの一部の項目においても認識の乖離が生じたことから、あらためて労使双方における真摯な議論を通して一致点を見出し、より安全・サービスレベルの向上に資する施策とすることが必要であると考えます。

そのため、本日、申6号として【運用関係】に焦点を当てて、4項目を申し入れを行いました。

【運用関係】

1. 異動又は担務変更による多様な業務経験については、社員一人ひとりの更なる能力の伸長とその発揮、かつ、安全・サービスレベルの向上を大前提とすること。
2. 本施策における新幹線乗務員の運用等に関する考え方について明確にすること。なお、異動又は担務変更後の運用において復帰等を希望する場合については、本人希望を重要視すること。
3. 本施策については、現行における硬直的なライフサイクルからより柔軟な運用を目指していることに踏まえ、新規採用者の駅での従事期間を1年短縮すること。また、新規採用者が乗務員(車掌)を希望する場合は、2年目以降の登用を可能とすること。なお、登用に当たっては、現行どおり車掌試験を実施すること。
4. 乗務員(運転士)の登用については、乗務員としてのスキルと業務知識の習熟を図り、かつ、より安全・サービスレベルを向上させる観点から、乗務員(車掌)経験者に限定すること。なお、乗務員(車掌)の従事期間を最低1年とし、その後に乗務員(運転士)を希望する場合は、現行どおり運転士試験を実施すること。

本人希望! 車掌経験! 試験制度! を堅持しよう!!!